

第 32 回 滋賀県首長会議の概要

1. 日 時 令和 6 年 7 月 10 日（水）14 時～
2. 場 所 多賀町中央公民館結いの森「ささゆりホール」
3. 出席者 知事、各市町長
4. 概要

テーマ 1 中学校・休日の部活動地域移行をいかに進めるか、各市町の現状と滋賀県としての方針について

【栗東市提案概要】

- 「本市が抱える課題と現状」について。栗東市内には 3 中学校があり、その部活動の指導は、教員の皆さんにお任せをしている現状。その中で、他方、先生の働き方改革については、まだまだ解消された現状にはないという状況。
- 生徒数の減少について、本市も顕在化をしており、例えば 3 中学校ある中の一つの中学校に野球部がないということもある現状。今後、部活動を維持することができないのではないかなという危惧もある。
- そうした中、この 4 月から新しくお替わりになられた教育長が、部活あるいはスポーツに大変造詣の深い方に来ていただいたということもあり、この地域移行は進めていかなければならないという決意のもと、一歩踏み出したところ。コーディネーター等の人選に向けて、いま動き出したところであるが、さまざま課題は山積しているという状況。
- 本市としては、令和 6 年、本年度、それから来年の 2 カ年にわたり、体制づくりの強化期間としていこうということと、3 中学あるうちの一つの栗東中学校の中で、2 割程度の運動部を地域移行できないかということを目指し、進めさせていただいている。
- 推進役として、やはり総括コーディネーターという方が必要ではないかということで、採用させていただき、この 8 月 1 日から具体的な動きを進めさせていただこうと思っているところ。
- 本年度中に何らかの一つ、結果を出していきたいというスピード感を持ったスケジュール感で臨ませていただいているところ。
- 地域移行の具体的な方策として、三つ挙げさせていただく。一つは、現在、小学校のスポーツ少年団というのが各地域にもあろうかと思うが、その団体に、小学校から中学校に上がるときに、そのまま中学校の方も一緒に指導をしてもらえないだろうかということ。例として、A 中学校の野球部、そして男子のバレー部、そして、いったんは廃部になった柔道部を、そのようなスポーツ少年団からの指導をしていただける方に、中学校も見ていた

だくということが一つ。

- それから、地域クラブ。卓球のクラブというのが、いま地域にあり、地域で教えていただいている方がいらっしゃるが、その方の力をお借りして、現在ある中学校の卓球部と融合できないだろうかという案が一つ。
- そして最後に、現在、中学校で消防署のプール訓練をしているのだが、教えられるレベルの方がおられるので、消防署に訓練をしていただくその時間に一緒に中学校も水泳を教えてもらっているという、現在、この三つのパターンを少しずつではあるが、進めさせていただこうということ。
- ただ、その中で課題としては、やはり学校施設の開放の仕組みが、まだまだ整っていないので、このへんをしていかなければならないと思っている。
- あとそれから、2番と3番は共通するのだが、コーディネーターなり、あるいは指導者なりに、無償でやっていただくには限界があるので、財源への不安があるということ。
- 最後に、滋賀県としての方針というか、ここでまとめた的なことになるが、現在、部活動の地域移行については実証実験というようなやり方で費用負担等があるが、これを恒久的にやれる仕組みというものをつくっていかなければならず、やはり財源的な部分が必要なのではないかということ。
- そしてまた、指導者も一緒だが、報償費についても、県で措置をしていただけるようなかたちになると、引き続き、このような体制が維持できるのではないかと考えており、知事、そして他の首長さん等も含めて、前向きな議論になればということで、今回、提案をさせていただいたところ。

【滋賀県資料説明概要】

- 総論として、いま栗東市長がお話しになったこと。そして後ほど、それぞれの町や市から承ること。問題を共有し、県も一緒に対応していきたいと思っている。現状、どのように考えているのかということについて、お話しする。
- 「目指す姿」というのは、ご案内のとおりだと思う。ただ、特に働き方改革もある中で、せっかく来年、国スポ・障スポをやらせていただくので、そのレガシーとしても、どのように部活動環境を整えていくのかということが大変重要だと考えている。ここでは、栗東市長は主に運動部のことをおっしゃったが、文化部も含めて考えていく必要がある。
- 学校部活動の新たなかたちの方向性としては、学校部活動を地域連携させるパターンと、新たな地域クラブ活動への移行のパターンと、大きく二つの柱があるんじゃないか。
- 一つ目のかたちは、運営主体を学校に置いたまま、合同部活動の導入や、地域の方々に部活動指導員としてご活躍いただくことで、所属生徒数の確保、指導者の専門性の確保などを目指していくかたち。
- 二つ目のかたちは、総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、地方公共団体などが運営主体となって、地域の指導者による新たな地域クラブ活動として、中学生を受け入れていく

かたちが考えられるのではないかと考えている。

○地域の実情はさまざまだと思う。後ほど、それぞれからお伺いすることになると思うが、当面は従来型の部活動として、いま申し上げた地域連携、そして地域クラブ活動が併存することになるのではないかなと思っている。

○こういったさまざまなかたち、そしてさまざまな課題があると認識しているが、今日もご議論いただく、先ほど栗東市長が述べられたことも含めて、四つの論点があるんじゃないかなと思っている。

一つ目は、地域クラブ活動の受け皿をどこに求めるのか。二つ目は、地域連携、地域移行のいずれの場合も、必要な指導者をどのように確保するのか。3点目は、地域クラブにおいて活動していただく場合、継承すべき部活動の教育的意義をどのように考えるのかということ。そして4点目は、地域クラブ活動への公費負担についてということ。

○それぞれ県の現在の考え方を掲載しているが、そのうち栗東市からご提案のあった受益者負担というものについては、一定の負担は避けられないのではないかと考えている。ただ、やはり生徒の皆さんが参加しやすい金額となるよう配慮、留意していくことが重要であろう。また制度上、どういうかたちを採り得るのかということについては、考えていかなければいけないと思っている。

○続いて、地域連携、地域移行に対する包括的な県の取り組みを示しているが、各市や町をはじめ、関係者の意向を十分に聞き取りながら、市町の皆さんとも一緒に対応策を検討していきたいと考えている。

○栗東市からご提案のあった推進体制の構築に関しては、各市町、地域の実情に応じて地域連携も検討しながら、段階的な地域クラブへの移行を推進していただきたいと考えており、先ほども申し上げたが、当面は学校部活動と地域クラブ活動が併存するかたちというものが想定される。

○また、県の総括コーディネーターを配置すること、他の地域の事例やモデルケースの提示など、情報提供を充実させながら、各市町の推進体制をつくることにも寄り添っていきたい。特に国も方もいま、令和7年度までの枠組みしか示していないので、令和8年度以降も国の財政的支援が継続されるよう、いまでも要望しているが、引き続き要望していきたい。

○県内と県外の事例について。スライド4は地域連携の事例であり、教育委員会で部活動指導員を任用し、中学校へ配置するもので、左側の方は単体の部活動に配置、右側は複数校で実施する合同部活動に配置というかたちになっている。

○県内の実証事業の事例として、長浜市さんと米原市さんの例を出させていただいた。特に上段が長浜市さんの例で、総合型地域スポーツクラブを運営主体にされている例。下の段は米原市さんの例で、公益財団法人を運営主体とされている例。

○他県の事例として新潟県長岡市、そして長崎県長与町、二つの事例を紹介させていただい

ている。長岡市は、令和7年9月の休日の地域クラブ活動の市内一斉開始というものを目指されて、スポーツ協会と連携して準備を進められている。下段の長与町というところは、休日の運動活動を地域スポーツ活動に移行されている事例で、それぞれ小さく記載してあるが、生徒負担、受益者負担も求めながら、実施、もしくは運営を想定されており、ご参考にしていただければ。

○いずれにしても、移行期であり、また大変重要なテーマだと思うので、それぞれの市町の皆さんと一緒に考えながら、よりよい方向性を見いだしていきたいと思っている。

【市町長発言概要】

○当市の事例を紹介する。今日、知事の方から二つのパターンがあるということで説明があった。当市は、その両方に取り組んでいるところ。

学校部活動の地域連携のところでは、子どもが少なくなつて、部活動自体が成り立たない学校があるので、子どもに選択肢を増やすという趣旨から、合同部活動を実施している。一番は、典型的なのは、北部の方で三つの学校で軟式野球部を運営しているということがある。休日に合同練習をして、各種大会には合同チームとして出場したりしている。

もう一つは、学校設立型の文化・スポーツクラブの設立、セッティング。これは、学校の部活動の一部を地元のスポーツクラブが実施するというもの。総合型地域スポーツクラブが運営・指導を実施するというので、実施種目は柔道と剣道。活動場所としては地域の道場。それで柔道が9人、剣道が3人。会費はありということで、自己負担も当然ある。保護者が送迎をして、保健管理も個人負担でやっている。

中体連の活動とかには、クラブとして参加するということで、クラブチーム名で参加している。特に今年からは全面的にクラブ名で参加するということ。当然、付き添いも、親御さん、およびスポーツクラブの保護者の方がするというので、教員の働き方改革にも非常に役立っている。

発展型というか、新しいバージョンが最近、動きがあり、付け足しになるが紹介しておく。民間の方々が地域スポーツクラブをさらに超えた、大きな民間のスポーツクラブをつくらうということで、いま動いておられる。私も先日、シンポジウムがあつて出させてもらったが、地元の若い支援者の方々が地域スポーツクラブでなくて、もっと広いかたちでスポーツクラブをつくって、市全体の、特に子どもたちの選択肢を増やそうということで、いま動いておられる。

市内には非常にマイナーなスポーツ、例えば相撲とか、アメリカンフットボール、中学だとフラッグフットボールというが、そういうものがたくさんあるので、選択肢として、学校の部活動としてはない子どもたちにもやってもらおうじゃないかということで。それが、結構まちづくりに役立つんじゃないかという視点から、教育、子どもたちのスポーツへの選択肢というものを超えて、地域をスポーツのたくさんあるまち、そういうまちをつくらうじゃないかということで、いま動きがある。これは、地域スポーツクラブのさらに

発展型だと思う。

- スポーツクラブの人たちが地域団体として専門的な知識や技能を持っているという点では、地域指導者の確保がこれからは難しい問題になる。いま、たまたまそういう人たちがいるということで、これからどうなるのかということも不安なこととして報告されている。

受益者負担等も求めることになることについて、率直に言って、他のクラブとの関係で不公平感が現に生じている。経済的困窮する家庭への負担等を求めることについても、何らかの視点が必要でないのかなという議論が実証実験中においても、もうすでに出ているということを聞いている。

学校の主体性をどうするのか、地域の主体性をどうするのかということについて。地域が一定の主体性を持ってやるときに、そこでトラブルが起きたりすると、それをスポーツ事業団の指導者が全部さばききれのかということに、やはり難しい。さらには、スポーツ事業団がお金の問題とか、コーチ・指導者をお願いしたり、そういうあれやこれやの手間暇が、そういう点でかなりの事務的な負担、そして経費的な負担。このへんがスポーツ事業団においても、すでに課題になっている。特に経済的な面で保護者に受益者負担を求めることについては、かなり抵抗があるということを聞いているという実情。

隣の市だとか、それぐらいのエリアの中で、地域スポーツ団体がせめて休日の部活動を支援してもらえないか。そこまで体制がないと、もう小さな自治体ではこのようなことは、本当にもう限界だという感じを現場は声を上げている。

- スポーツ少年団で、長年、柔道をずっと指導しており、小学生までは確かに市内全域で集めてやっているのだが、中学校に部活がない。原因は何かというと、顧問ができる先生がおられないということで、中学校に道場はあるが、部活ができないという状況。いまの本市の状況でいくと、隣接の市に家族が移住する。柔道を習わせるために。その中でも、やっぱり移住するのでなく、中学校はそのまま地元の中学校へ行きたいという子どももあり、その子どもは中学校で他市の中学校へ練習に行ってもらっている。これはできるが、実際、試合になると、団体には出られない。その弊害を解消していただけたらありがたい。

- 成功例として全国から視察もいただいている地域もあるが、他の中学校で全部、それができるかというと、なかなか厳しい。いま、当然補助金をいただいている中で、受益者負担が1,000円ぐらいでやらせていただいているが、実質、その補助金だけで、指導者の方にちょっとご無理を言いながらもやっていけるとすると、だいたい月3,000円ぐらいは要るかなというようなところ。うまくいっているところでも、補助金なしでいこうと思うと、なかなか一人3,000円ぐらいは、どうしても必要になってくるかなというところが見えてきている。

土日はやっぱり、働き方改革も含めて、もう学校での部活は無理なのではないか。福井市は、休日の部活動を2025年度末に廃止という構想をされている。

○5年度からコーディネーターを配置して、6年の4月から地域移行に進んでいるところ。スポ小からの指導者が中学生を教えるというのと地域総合型スポーツクラブの方たちにしっかりやっていただく。

小さな町なので、1人、2人がしたいと言ってもどうにもならない。市の場合だと、拠点校に集めてできるが、拠点校は1中学しかないため、市町との指導者の問題、経費の問題等をどのようにクリアしていくかが大変。

○教職員のアンケートを採らせていただくと、3分の2の教職員の皆さんが、地域の協力を得ながら、部活動が続けることを選択したいということで、いわゆる地域連携の方がやりやすいと。あと教育的意義なんかもあると思うが、多くの先生方がそのような意向を示されているということは、これは本来、働き方の話のはずなのだが、現場の先生方の率直なご意見として、そのへんはしっかりと留意しておかなければならないんじゃないかなと考えている。

○県の資料の新たな地域クラブ活動はいわゆるクラブチームと思っているが、野球は、県内30ぐらい中学校のクラブチームがあり、放っておいても自然発生的にできており、他のスポーツもつくれるかどうか、ポイント。例えば野球は、中学校のクラブチームに入ると、高校と連携ができていいるから、こういう高校、その先の大学もあるみたいなことまで保護者は意識して入れる流れができていいる。

また、地域クラブは、学校の評価の中でちょっと評価されにくいところがある。例えば部活であれば内申書等の記載もあるが、クラブチームだとなかなか見えにくい。今後、クラブチームに移行すればするほど、学校との連携をいかにしていくかは、クラブチームが存続していく、価値を高めていくにあたって、大変重要な視点だと思う。ぜひ県でも考えていただくと、スポーツ・文化関係なくあると思うので、そういう仕組みづくりみたいなものも大変大事なのではないかなと思う。

あとクラブチームは、遠征費用とかの費用と送迎といったコストがかかる。全部のクラブチーム、保護者はできない。そういう意味では、トップを目指すスポーツと、そこまではいかないがみんなと仲良く、日々自分のやりたいスポーツができるみたいな子どももいるので、うまく整理して、それぞれの立場に応じたスポーツができるような場づくりを考えるのも大事なのではないかな。

あと先生の特勤手当について、地域移行になり、基本なくなるのであれば財源を活かしていけないのか。

○町の地域移行は、令和5年度から考え始めた。令和5年4月に、地域移行に関しての専門員、コーディネーターに入ってもらい、秋ぐらいから、生徒、保護者、先生にアンケート調査行い、12月以降に部活動のあり方を考える協議会を2回ほど開催し、アンケート結果を分析して、今年度、どのような取り組みをしたらよいかということ協賛してもらい、今年から実証事業を行っている。熱心な指導者が多く、その指導者が学校と連携して、地域連携でやっていただくという取り組みが進められようとしている。

小さいながらも、少しずつ前に進めていけるように努力しているところ。あまり焦らずに、少しずつ着実に地域移行、地域連携に向けて取り組みを進めていこうという考え。

- 働き方改革も大事だが、子どもの教育的効果はあると思っているので、それが担保できないというのは、果たして教育的にいいのか。子どもの活動機会を含めて、教育長とかが頑張ってくれているが、うまく地域の方々と子どもファーストでできればと思う。

【知事発言概要】

- 施設の開放をどうするんだ、財源、指導者を確保するために、やはり財源が不安だということというのもあるし、それ以外にも受け皿をどうするんだ。そういった事々をコーディネートする人をどうするんだ。また、教育的意義をどうするのか。さらには、それぞれ参加する人の受益者負担をどうするのか。もし、それを安くするなら公費負担をどうするのか。だいたい、こういうことが課題かな思った。
- また、トラブルが出てくる、どうするのかとか。そもそも土日は、もう学校で部活動は無理ではないか。やるのだったら地域移行ではないかというご意見と、教育的意義は譲れないので、子どもファーストでやるべきだろう、いろんな選択肢を含めてと。また、当事者の声は、やはり大事にしてやりたい。
- これは来年度までで何とかせよというのは、ちょっと無理だと思うので、ぜひ、国にも継続的に伴走してもらえるように言うとともに、県としても一定の方針を3月に出している。「体制づくり、人づくり、環境づくり」という、この3項目で出しているが、これで回るのか、これ以外に何か課題がないのか。さらにわれわれもしっかり吟味して、今年度と来年度、市や町の、特に中学校の部活動をどのように維持、充実させていくのかということを考えたいと思う。

テーマ2 環境の保全と産業振興とのバランスについて

【甲賀市提案概要】

- 当市では、いま新名神6車線化というのを急ピッチで進めていただいております、まだまだ県内には利活用できる土地がたくさんあるし、まだまだ企業進出の意向があるという意味では、滋賀県は本当に恵まれている、まだ伸び代のある地域だなど、あらためて感じている。
- 昨今の企業によるサプライチェーンの再構築、成長分野の需要拡大等による企業の設備投資意欲が高まっている。大規模立地に対応できる産業用地が求められている。
- 滋賀県の取り組みの現状としては、現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、「滋賀県環境影響評価条例」が定められており、環境保全の取り組みを進めていただいているところ。
- 一方で、産業振興面では、「世界から選ばれる滋賀」を目指し、令和6年3月滋賀県産業立地戦略を策定され、製造業に加え、蓄電池、そして、また半導体をはじめとした、新たな成長分野を視野に入れた産業立地の推進、産業用地の確保を掲げている。
- 新たに大規模な産業用地の開発を行うためには、面積要件により、「滋賀県環境影響評価条例」に伴う、いわゆる環境アセスが必要となるが、この条例の面積要件が近隣府県に比べて厳しいことが一つの足かせとなって、産業用地の整備、企業立地に結び付いていないのではないだろうかというようなことを課題として思っている。
- 岐阜県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県では、工業団地をつくる場合には40ヘクタールから100ヘクタール、工場単体の場合には20ヘクタール、だいたい100ヘクタールぐらいまで面積要件となっている中、わが県では、工業団地は20ヘクタール以上、工場の建設、単体では10ヘクタール以上が要件に課せられているということ。
- そうしたことを受けて、この評価の完了までに約4年を要するというのが現状であり、いまの経済状況のなかなか将来的な見通しがたたない中で、デベロッパーはやっぱスピード感を持って、こういった産業用地を開発しており、リスクを避けてこの進出を控えられる。そして、県外を選択される一因となっている。
- 市としても、可及的速やかに、大規模な工業団地の整備を進めたいと考えているが、この条例で、面積要件が近隣府県に比べて厳しいことから、立地規模、企業側のスピード感になかなか対応ができず、産業用地の整備、企業立地に結び付かず、苦勞をしているという状況。
- 滋賀県もさまざまな先進的な取り組みをいただいております、効果も出ているところもあるということも、十分に承知しているが、企業の進出ということについては、どうしても条件を比較されて、そこがてんびんに掛けられて、選択をされるということが非常に大きいので、今回あえて近隣府県の状況を皆さま方にもお示しをさせていただきながら、何とかこのへんのハードルを越えて、よりよい企業の進出の機会を逃さないように、工夫、改善

をいただけないものかという課題の提起をさせていただく。

【滋賀県説明概要】

- 産業用地の確保、産業立地の推進というのは重要なテーマだが、環境への配慮、特に地元との調整はとても大事なことだと思っている。そのため、環境配慮と地元合意と企業立地の迅速化、この三つが達成されるということを目指していくべきではないか。
- 今回、滋賀県の環境アセスの条例の、面積要件の見直しも念頭に、工業団地と、特に工場の造成事業に係る面積要件が厳しいのではないかとご指摘いただいたと思っている。先ほど甲賀市長からも一部お示しいただいたが、工業団地造成事業に係る面積要件、工場の設置に係る面積要件、いずれも他の県と比べると、比較的厳しい条件が滋賀県にはある。
- これは、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境との暮らしを守りながら、未来に引き継いでいきたいという、県の姿勢の表れということでもある。
- 一方で、アセスの制度は、これまでから社会の情勢、環境の変化を踏まえながら、制度を強化したり、また簡略化したり、この両方の観点から見直しを行ってきており、今後も順応して、検討はしていかなければいけないと考えている。なお、見直しにあたっては、アセス制度の目的とする環境保全と合意形成のプロセスが別の手法で担保されることや、産業振興と環境保全のバランスを見極めることが必要。そのため、滋賀県環境審議会において、丁寧な議論を重ねていきたい。
- ただし、議論を進めたとしても、森林地域や自然公園のような環境影響の大きい場所で計画される事業の面積要件の見直しは、困難ではないかと思っている。また、企業から本県の環境法令の厳しさを、確かに厳しすぎるとご指摘される一方で、プラスに評価していただく声も聞いており、こういった施策を続けてきたことが、むしろ環境ビジネスの世界への展開にもつながっていている面もあるのではないかとと思っている。
- 面積要件等を緩和した場合の影響についてまとめてみた。アセスの制度は、着工前に事業予定地やその周辺、下流域等での環境調査を行い、希少な動植物や生態系の存在を確認するとともに、もしもその存在が確認された場合には、保全措置を講じていただいた上で、工事に着工するというもの。
- こういうものが事前に、面積要件を緩和してなされなかった場合、動植物や生態系に修復不能なダメージを与える可能性もある。また、アセス制度は、事前の構想段階で、複数回、住民の皆さん、地方公共団体の意見を聞きながら、事業計画に反映することで、地域との合意形成を図る手続きでもある。
- このような地域との合意形成を図る機会が、もし緩和してなくなれば、後々地元とのトラブルが発生して、事業自体が頓挫する可能性もあるんだということを、私たちは認識する必要があるのではないか。
- このため、制度の見直しには、別の手続きで環境保全とか合意形成のプロセスがしっかり担保される必要があるのではないか。例えば、都市計画の変更など、アセス手続きに先行

して行われる手続きに、このようなプロセスを組み込んで、環境配慮、地元合意の促進、企業立地の迅速化という三つの目的が同時達成される手法も検討していければと考えている。

- その他の検討課題としてまとめているが、今回ご提案のあった工業団地の面積規模要件は、宅地、レジャー施設、メガソーラーと同じ面積開発事業の一種として、同じ要件を定めている。
- このため、面積規模要件の見直しは、工業団地だけではなくて、他のメガソーラーとか宅地とか、そのようなものと一体的、かつ、総合的に検討する必要があると考えており、また、これらの面積造成事業には、騒音とか、景観とか、さまざまな課題、問題を抱えている施設もあるので、慎重な見直しの議論も必要ではないかなと思っている。
- 近年、アセス制度は、そうは言っても見直しが必要だということで、二つの事例で見直しをさせていただいたところ。産業立地促進の観点から、工場を新設する場合、その敷地に工場跡地が含まれれば、面積要件の10ヘクタールには、工場跡地部分を含まないということとしており、太陽光発電について、促進区域内で計画される場合には、配慮書手続きを省略した事例もある。
- このようなかたちでできるところは、環境影響が小さいと想定される、合意形成も比較的容易だということの緩和は、すでに行ってきている。
- 今後の検討の方向性だが、まず何より、すぐに制度を変えるというのはなかなか難しいが、手続きを迅速化してほしいということに関して、中心的に検討を進めたい。
- いまご紹介した二つの事例も参考にしながら、工場立地を推進するエリアが、市・町や県の計画等で明確化されており、地元合意が完了している場合などについては、手続きの簡略化を検討してまいりたい。
- 環境影響の低減と迅速な企業誘致の同時達成を果たした成功事例として、三重県の事例があるのではないかと。三重県は農地法、環境アセスの手続きが完了した受け皿、工業団地をあらかじめ準備することにより、迅速な工場誘致にも成功されているので、一つの参考になるのではないかと考えている。
- これ以外にも農地法のこととか、また都市計画との兼ね合いとか、さまざまな事々があると思うので、われわれはできるだけ早い段階から情報共有をして、一緒に取り組み、何ができるのかということを考えながら、産業立地にも努めていきたい。

【市町長発言概要】

- 企業進出について、いろいろな問い合わせがあっても、用地を持っていないとなると、5年、6年後の話というのは、いまのビジネスモデルとしては、全然向き合ってもらえない。その大きな足かせが、面積要件もあるが、環境アセスに要する時間の問題。迅速化の問題については、これから改善されると思うが、AIやビッグデータなどの活用も含め、画期的な判断をしてほしい。

環境立県滋賀を大いに誇りにしているが、昭和 56 年に、琵琶湖の富栄養化の問題で、滋賀県は要綱をつくり、もういま 40 年たっている。40 年前と同じマニュアルや手続きで企業誘致を考えていたら、全然合わなくなっている。

- ここ数年間の統計では、愛知県は六十いくつ、三重県は 15、16 件、滋賀県に進出してくれた会社は数件。本当に滋賀県に進出してほしいのであれば、どんな手を使ってでも、何とかすべき。人の面、環境アセスの問題、税の優遇措置と、それから、土地を含め、縛り、スピード感。県が自己満足で終わっているのではないか。
- それぞれの地域で企業誘致、しかも、できれば先端的な企業の誘致をしていきたいというような思いは一緒。そういう意味で、手続きの簡素化もありがたいが、面積要件を見直すことも重要だろうと思う。2023 年の企業誘致数は、滋賀県は 38 位。滋賀県はものづくり県ということで評価を受けている面もあり、必要な企業誘致を進められるような制度設計をしてもらいたいと思う。それ以外にも、補助金とかいろいろな制度も進めていただいているので、もう一段踏み込んで、少し考えていただく余地があるのではないかと思う。
- 県資料の 3 ページの五つ目の白丸について、「森林地域など環境影響の大きい場所で計画される事業についての面積要件見直しは困難」とあるが、逆に言うと、そういう場所以外では見直しが可能か。「森林地域など環境影響の大きい場所」はすごく抽象的だが、このへんの整理はもう少し示してもらえるのか。

また、六つ目の白丸について、滋賀県の環境県という面にプラスに評価の声があることは否定しないが、それは環境法令の厳しさなのか。滋賀県が歴史的にいろいろな、琵琶湖を中心に環境に取り組んできたことの評価をしている企業者らがステータスに感じている側面もあると思う。いわゆるアセスの問題等だけが厳しいからではないという気がする。

【知事発言概要】

- 企業に言われて、ここを開発したいのだがということだけではなくて、工場立地を推進するエリアを、むしろ県と市町で明確化しておいて、地元合意も完了している場合、いきなり用地のところでやらせてくれとか、森林だからいいだろうではなくて、あらかじめわれの方で指定をして、誘致できる場合には、もっと簡略化できるところがあるのではないかということは考えている。全てのところに厳しい要件を課しているわけではないということは、一部ご理解いただけたらと思う。
- アセスに入っていけば、配慮書、方法書、現地調査、準備書、評価書と、それぞれの手続きがあって、それぞれに所要期間の目安があると。特に、現地調査のところで、森林地域などでは生き物とか生態系の調査があり、春夏秋冬に見に行かれる。ただ、一部短縮可能な部分もあるので、必ずしもこの目安は、一つの目安であって、すでにここならいいだろうという場所である場合、2 年から 3 年以内の期間で手続きを終了できる事例もあるので、そこは個別に、状況のご相談を受けながら対応していくということだと思う。
- 当然、世界の競争にさらされている企業のニーズには応えていかなければならないと思

っているが、それに右往左往するような県行政であってもいけないと思っている。バランスは見ないといけないので、環境行政をつかさどる県の立場も一部ご理解いただきながら、どこなら緩められるかというのを一緒に考えていければと思う。

【市町長発言概要】

- 三重県は20ヘクタールの工業団地で同じ条件でやるということだが、四日市ぜんそくとかがあり、あの辺りだけは規制はかなりハードルを高くしている。一方で、企業促進、進出にかかる助成金は、当県とは二桁違い、手続きに要する期間も、審議会の回数を減らしてかなり迅速に対応できるように、企業側に立って精いっぱい工夫している。
- 滋賀県の場合は厳しさだけが残って、まだ改善できる部分があると思うので、配慮書について、方法書や現地調査、準備書、評価書等、本当に頑張ればこの期間をぐっと詰めて、期間をしっかりと民間企業のニーズに応えられるような工夫もまだまだできると思う。課題を共有いただき、できることから始めていただければ大変ありがたい。
- 希少な動植物や生態系の損失、地域との合意形成を図る機会の損失による影響が出る可能性のバランスについても、ぜひ現場の意見も聞いて進めてもらえると大変ありがたい。

【知事発言概要】

- 手続きに要する期間をもっと縮められるところがあるのではないかとするのは、われわれもしっかり肝に銘じながら、担当一丸、県庁一丸となってできるようにしたい。助成措置については、市長や町長から強いご要望もいただいて、他の府県等とできるだけ遜色のないかたちで、支援措置を今年度からつくらせていただいたところ。そういったこともきちんとお伝えしながら、誘致にも結び付けていきたい。
- また、産業用地の開発も、市町と県とで協力してやるということなので、さらなる企業誘致、産業振興につながるように努めていきたい。

【市町長発言概要】

- 今日はあまり議論にならなかったが、地元の人の合意はとても大事なので、地元の方にも入って、県の方にも希望を出すように考えている。
- 県資料19ページに一覧表が出ていたが、これさえもっと短くなるようにお願いしたい。
- 農業振興法が改正されて、また土地規制が厳しくなるので、その問題が大きいと思う。「都市計画法」と「農地法」のせめぎ合いの中で、特に青地はそこそこ中期計画を立てたら変えられるが、8年未経過の問題はどこの市町も困っている。線引きのない場合、できるだけそちらに誘致を図るが、田舎になるとなかなか市街地の中に優良企業を誘致できないという問題もある。担当があまりにも固すぎる。「農地法」、「都市計画」と両方を、裁量権があるはずなので、少しは知事の方から職員に教育していただきたい。